

# 旬刊 資産税広報

《主なもくじ》

## ●資産をめぐる税務

[問答式]

### ■シリーズ相続と贈与に関する税務 《相続時精算課税制度》

▼相続時精算課税の適用を受けようと思っていたところ贈与者である父が死亡した …… 2

### ■資産の評価に関する税務 《定期金に関する権利の評価》

▼相続又は贈与等により「定期金に関する権利」なるものを取得した場合の評価法 …… 6

### ◎読者からの緊急相談◎

▼非上場株式等についての相続税の納税猶予等における「特例措置」と「一般措置」 …… 9

## □判・審判事例特報

国税を担保するために抵当権が設定された後に当該担保不動産上に築造された建物について原処分庁が行った差押処分は、国税通則法第52条第4項に規定する「なお不足があると認めるとき」にされたものではないとして取り消した …… 11

### ●ニュース

政 府／政府の経済対策／財政投融资も含め13兆円 …… 16

# 資産をめぐる税務

## 問答式

### ■ シリーズ相続と贈与に関する税務

#### 《相続時精算課税制度》

相続時精算課税の適用を受けようと思っていたところ  
贈与者である父が死亡した

#### ◇ 質 問 ◇

私は、平成31年（2019年）3月1日に父から財産の贈与を受けましたので、相続時精算課税の適用を申請しようと思っていたのですが、贈与者である父が同年3月20日に死亡しました。

この場合、相続時精算課税の適用は受けられないのでしょうか。

（東京都・NYさん）

#### ◆ 回 答 ◆

相続時精算課税の制度とは、原則として60歳以上の父母又は祖父母から、20歳以上の子又は孫に対し、財産を贈与した場合において選択できる贈与税の制度です。この制度を選択する場合には、贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日の間に一定の書類を添付した贈与税の申告書を提出する必要があります。

この制度を選択すると、その選択に係る贈与者から贈与を受ける財産については、その選択をした年分以降全てこの制度が適用され、「暦年課税」へ変更することはできません。

また、この制度の贈与者である父母又は祖父母が亡くなった時の相続税の計算上、相続財産の価額にこの制度を適用した贈与財産の価額（贈与時の時価）を加算して相続税額を計算します。

贈与財産の種類、金額、贈与回数に制限はありません。

このように、相続時精算課税の制度は、贈与税・相続税を通じた課税が行われる制度です。

贈与者は贈与をした年の1月1日において60歳以上の父母又は祖父母、受贈者は贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の者のうち、贈与者の直系卑属（子や孫）である推定相続人又は孫とされています。

なお、贈与により「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（措法70の7の5）」の適用に係る非上場株式等を取得する場合、贈与者が贈与をした年の1月1日において60歳以上であれば、受贈者が贈与者の直系卑属（子や孫）である推定相続人以外の者（贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の者に限ります）でも適用できます。

また、贈与により「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除（措法70の6の8）」の適用に係る事業用資産を取得する場合、贈与者が贈与をした年の1月1日において60歳以上であれば、受贈者が贈与者の直系卑属（子や孫）である推定相続人以外の者（贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の者に限ります）でも適用できます。

相続時精算課税の適用を受ける贈与財産については、その選択をした年以後、相続時精算課税に係る贈与者以外の者からの贈与財産と区分して、1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額を基に贈与税額を計算します。

その贈与税の額は、贈与財産の価額の合計額から、複数年にわたり利用できる特別控除額（限度額：2,500万円。ただし、前年以前において、既にこの特別控除額を控除している場合は、残額が限度額となります）を控除した後の金額に、一律20%の税率を乗じて算出します。

相続時精算課税を選択した受贈者が、相続時精算課税に係る贈与者以外の者から贈与を

受けた財産については、その贈与財産の価額の合計額から暦年課税の基礎控除額110万円を控除し、贈与税の税率を適用し贈与税額を計算します。

（注） 相続時精算課税に係る贈与税額を計算する際には、暦年課税の基礎控除額110万円を控除することはできませんので、贈与を受けた財産が110万円以下であっても贈与税の申告をする必要があります。

相続時精算課税を選択した者に係る相続税額は、相続時精算課税に係る贈与者が亡くなった時に、それまでに贈与を受けた相続時精算課税の適用を受ける贈与財産の価額と相続や遺贈により取得した財産の価額とを合計した金額を基に計算した相続税額から、既に納めた相続時精算課税に係る贈与税相当額を控除して算出します。

その際、相続税額から控除しきれない相続時精算課税に係る贈与税相当額については、相続税の申告をすることにより還付を受けることができます。

なお、相続財産と合算する贈与財産の価額は、贈与時の価額とされています。

相続時精算課税を選択しようとする受贈者（子又は孫）は、その選択に係る最初の贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間（贈与税の申告書の提出期間）に納税地の所轄税務署長に対して「相続時精算課税選択届出書」を受贈者の戸籍の謄本などの一定の書類とともに贈与税の申告書に添付して提出することとされています。

相続時精算課税は、受贈者（子又は孫）が贈与者（父母又は祖父母）ごとに選択できますが、いったん選択すると選択した年以後贈与者が亡くなる時まで継続して適用され、暦年課税に変更することはできません。

贈与者が贈与をした年に死亡した場合には、受贈者の態様により贈与税及び相続税の取扱いは次のようになります。

1. 相続時精算課税の適用を受けている者（相続時精算課税の適用を受けようとする者を含みます）

(1) 死亡した年の相続時精算課税の適用分の贈与財産の贈与税の取扱い

相続税の課税の対象となることから贈与税の申告は不要です。

この場合、被相続人の住所地の税務署に一定の手続きが必要です

(2) 相続税の取扱い

相続時精算課税の適用分の贈与財産の価額を他の相続財産に加算して相続税額を計算します。

2. 上記以外の者（相続時精算課税の特例を受けていない者）

(1) 死亡した年の贈与財産の贈与税の取扱い

① 相続財産を取得する場合は、贈与税の申告は不要です（相続税の対象となります）。

② 相続財産を取得しない場合には、贈与税の対象となります（贈与税の基礎控除を超える場合には申告と納税が必要となります）。

(2) 相続税の取扱い

相続財産を取得する場合には、被相続人の死亡前の3年以内に贈与を受けた財産の価額を相続税の課税価格に加算して相続税額を計算します。

贈与者が贈与をした年の中途に死亡した場合に、相続時精算課税の適用を受けるときは、贈与税の申告書を提出する必要はありませんが、「相続時精算課税選択届出書」を提出す

る必要があります。この場合における「相続時精算課税選択届出書」の提出期限及び提出先は通常の場合とは異なり、次の①又は②のいずれか早い日までに、贈与者の死亡に係る相続税の納税地の所轄税務署長に提出します。

① 贈与税の申告書の提出期限（通常は、贈与を受けた年の翌年の3月15日）

② 贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限（通常は、相続の開始の日の翌日から10か月を経過する日）

なお、②の日がこの届出書の提出期限となる場合に、贈与者の死亡に係る相続税の申告書を提出するときには、相続税の申告書にこの届出書を添付しなければなりません。

(注) 相続税の申告書を提出する必要がない場合であっても、相続時精算課税の適用を受けるためには、提出期限までにこの届出書を贈与者の死亡に係る相続税の納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

また、「相続時精算課税選択届出書」には、次の書類を添付することとされています。

① 受贈者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類

イ 受贈者の氏名、生年月日

ロ 受贈者が贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫であること

② 受贈者の戸籍の附票の写しその他の書類で、受贈者が20歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類（受贈者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません）

※ 平成7年1月2日以前に生まれた方が、令和2年1月1日以前の贈与について相続時精算課税選択届出書を提出する場合には限ります。

③ 贈与者の住民票の写し及びその他の書類（贈与者の戸籍の附票の写しなど）で、次の内容を証する書類（令和2年1月1日以後の贈与については不要です）

イ 贈与者の氏名、生年月日

ロ 贈与者が60歳に達した時以後の住所又は居所（贈与者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。）

（注）社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されたことに伴い、個人番号を記載した各種申告書、申請書、届出書等を提出する際には、個人番号カード等の一定の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要になります。

さて、ご質問の場合、贈与税の申告期限である平成31年3月15日よりも、お母さんの死亡に係る相続税の申告期限である平成31年1月21日が早い日となりますので、平成31年1月21日までに「相続時精算課税選択届出書」と必要書類を贈与税の納税地ではなく、お父さんの死亡に係る相続税の納税地の所轄税務署長に提出し、その他制度の適用要件をすべて満たしていた場合には、相続時精算課税の適用を受けることができるものと考えます。

参照条文等＝相法19、21の2、21の10、  
21の15、21の16、28、  
相基通11の2-5、21の2-3

//// Break Time //////////////////////////////////////

## ■資産の評価に関する税務

### 《定期金に関する権利の評価》

## 相続又は贈与等により「定期金に関する権利」なるものを取得した場合の評価法

### ◇質 問◇

本年8月に父が死亡し、私が相続により財産を取得することになりましたが、相続により取得する財産のなかに「定期金に関する権利」なるものが含まれていることがわかりました。この「定期金に関する権利」はどのように評価すればよいのでしょうか。

(東京都・KY氏)

### ◆回 答◆

現預金や金融資産等は100%評価されて相続税が課税されますが、定期金を受給する権利等の相続・贈与等については、受取総額より少ない金額で評価されていました。

しかし、平成23年4月1日以後に発生する相続・贈与等及び平成22年4月1日以後の契約等については、解約返戻金等で評価されることになり、評価減の効果がなくなりました。

「定期金給付契約」は、簡単にいうと、「定期的に分割でお金をもらえる契約」のことをいいます。

例えば、被相続人が保険会社と契約をしていて、自分が亡くなったら子供である相続人に1年間に100万円ずつ10年に渡って保険がおりる契約を結んでいたとします。1,000万円を一括で受け取る場合には、相続税評価はそのまま1,000万円となりますが、これを分割で受け取る場合には、相続税評価はいくらになるのでしょうか。具体的な評価方法については、「有期定期金」、「無期定期金」、「終身定期金」の3つの種類に応じて、以下の通りに定められています。

#### 1. 有期定期金の相続税評価

有期定期金の相続税評価は、以下の(1)～(3)のうちいずれか多い金額となります。

- (1) 定期金給付契約に関する権利を取得した時においてその契約を解約するとしたならば支払われるべき解約返戻金の金額
- (2) 定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には、定期金給付契約に関する権利を取得した時において一時金の給付を受けるとしたならば給付されるべき一時金の金額
- (3) 定期金給付契約に関する権利を取得した時におけるその契約に基づき定期金の給付を受けるべき残りの期間に応じ、その契約に基づき給付を受けるべき金額の一年当たりの平均額に、その契約に係る予定利率による複利年金現価率を乗じて得た金額

「有期定期金」とは、一定の期間に渡って金銭を受け取れる権利のことをいいます。

例えば、10年間にわたって毎年100万円ずつが受け取れる権利などです。ポイントは、「10年」といったように受け取れる期間に制限があるということです。

有期定期金の具体的な相続税評価は、前述のとおり、「解約返戻金の金額」、「一時金の金額」、「給付を受けるべき金額の一年当たりの平均額に、その契約に係る予定利率による複利年金現価率を乗じて得た金額」の3つを比較し一番大きい金額となります。

「解約返戻金の金額」とはその名のとおりに、この定期金給付契約を相続した相続人が契約を解約した場合に、金銭で受け取れる解約返戻金の金額のことをいいます。

「一時金の金額」とは、この定期金給付契約を相続した相続人が分割で受け取るのではなく一時金として受け取ることを選択できる場合に、一時金として受け取れることができる金額のことをいいます。通常、前述の解約返戻金の金額と大きく異なることはないです。

「給付を受けるべき金額の1年当たりの平均額」とは、給付を受けるべき金額の1年当たりの平均額とは、今後受け取れる金銭の総額を受け取れる期間で割った金額です。

例えば、1,000万円を今後10年で受け取れるような契約内容の場合は、

$$1,000万円 \div 10年 = 100万円$$

ということになります。

「予定利率」とは、当該保険契約の運用利回りのことをいいます。この予定利率に応じて分割で受け取る場合と一時金で受け取る場合の金額の差を保険会社が計算しています。

この予定利率の確認方法は契約先である保険会社に尋ねる以外に知るすべはありません。

ただ、文書で回答を求めると、どの保険会社もきちんと回答はしてもらえます。

「複利年金原価率」は、一定の金銭に対して、それを定期的に積み立てて一定の利回りで複利運用することが終了した場合の総額の現在価値を求める率のことをいいます。

## 2. 無期定期金の相続税評価

無期定期金の相続税評価は、以下の(1)～(3)のうちいずれか多い金額となります。

- (1) 定期金給付契約に関する権利を取得した時においてその契約を解約するとしたならば支払われるべき解約返戻金の金額
- (2) 定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には、定期金給付契約に関する権利を取得した時において一時金の給付を受けるとしたならば給付されるべき一時金の金額
- (3) 定期金給付契約に関する権利を取得した時における、その契約に基づき給付を受けるべき金額の一年当たりの平均額を、その契約に係る予定利率で除して得た金額

「無期定期金」とは、永久（無期）に定期金の給付を受けられる権利のことをいいます。現実的には、まず存在しないと思われれます。

無期定期金の具体的な評価方法は、上記の「有期定期金」の相続税評価方法と似ていますが、(3)の部分のみ異なりますので注意が必要です。

## 3. 終身定期金の相続税評価

終身定期金の相続税評価は、以下の(1)～(3)のうちいずれか多い金額となります。

- (1) 定期金給付契約に関する権利を取得した時においてその契約を解約するとしたならば支払われるべき解約返戻金の金額

- (2) 定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には、定期金給付契約に関する権利を取得した時において一時金の給付を受けるとしたならば給付されるべき一時金の金額
- (3) 定期金給付契約に関する権利を取得した時におけるその目的とされた者に係る余命年数に応じ、その契約に基づき給付を受けるべき金額の一年当たりの平均額に、その契約に係る予定利率による複利年金現価率を乗じて得た金額

「終身定期金」とは、亡くなるまで定期金の給付を受けられる権利のことをいいます。この権利を取得した人が長生きをすればするほど得になる仕組みの契約となっています。

終身定期金の具体的な相続税評価方法は、前述のとおり「解約返戻金の金額」、「一時金の金額」、「余命年数に応じ、その契約に基づき給付を受けるべき金額の一年当たりの平均額に、その契約に係る予定利率による複利年金現価率を乗じて得た金額」のうち、一番大きい金額となります。

主な年齢の平均余命とその伸び

年 齢	男			女		
	平成29年	平成28年	前年との差	平成29年	平成28年	前年との差
0歳	81.09	80.98	0.11	87.26	87.14	0.13
5	76.30	76.20	0.11	82.48	82.37	0.11
10	71.33	71.23	0.11	77.50	77.39	0.11
15	66.37	66.26	0.11	72.52	72.42	0.11
20	61.45	61.34	0.11	67.57	67.46	0.11
25	56.59	56.49	0.11	62.63	62.53	0.10
30	51.73	51.63	0.10	57.70	57.61	0.10
35	46.88	46.78	0.10	52.79	52.69	0.10
40	42.05	41.96	0.09	47.90	47.82	0.09
45	37.28	37.20	0.09	43.06	42.98	0.08
50	32.61	32.54	0.07	38.29	38.21	0.08
55	28.08	28.02	0.06	33.59	33.53	0.07
60	23.72	23.67	0.04	28.97	28.91	0.06
65	19.57	19.55	0.02	24.43	24.38	0.05
70	15.73	15.72	0.01	20.03	19.98	0.04
75	12.18	12.14	0.03	15.79	15.76	0.03
80	8.95	8.92	0.03	11.84	11.82	0.02
85	6.26	6.27	△0.01	8.39	8.39	△0.00
90	4.25	4.28	△0.03	5.61	5.62	△0.00

(単位：年)

参照条文等＝相法24①一～四、25一、二、改正法附則1、30、32①②、  
改正相令附則2①②③、



## ◎読者からの緊急相談◎

### 非上場株式等についての相続税の納税猶予等における「特例措置」と「一般措置」

#### ◇ 質 問 ◇

非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例等には、「特例措置」と「一般措置」の2つの制度があるようですが、それぞれの制度の主な違いは、どのようなものなのでしょうか。

(東京都・NH氏)

#### ◆ 回 答 ◆

非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例等には、租税特別措置法第70条の7の6から第70条の7の8までの各規定による措置（以下、特例措置といいます）と同法第70条の7の2から第70条の7の4までの各規定による措置（以下、一般措置といいます）の2つの制度があり、特例措置については、平成30年1月1日から令和9年12月31日までの10年間の制度とされています。

#### 1. 特例措置のあらまし

中小企業における経営の承継の円滑化に關

する法律（以下、円滑化法といいます）による都道府県知事の認定を受ける非上場会社の後継者である相続人又は受遺者（以下、特例経営承継相続人等といいます）が、被相続人から非上場会社の株式又は出資（以下、非上場株式等といいます）を相続又は遺贈により取得をし、その会社を経営していく場合には、特例経営承継相続人等が納付すべき相続税のうち、非上場株式等に係る課税価格に対応する相続税の納税が猶予され（以下、猶予される相続税額を特例株式等納税猶予税額といいます）、特例経営承継相続人等が死亡した場合等には、その全部又は一部が免除されます。

そして、特例経営承継相続人等の死亡によって、特例経営承継相続人等から非上場株式等を相続等により取得した者についても、一定の要件を満たすことにより、「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例等」の適用を受けることができます。

ただし、免除されるまでに、特例対象非上場株式等を譲渡するなど一定の場合には、特例株式等納税猶予税額の全部又は一部について納税の猶予が打ち切れ、その税額と利子税を納付する必要があります。

#### 2. 一般措置のあらまし

円滑化法の認定を都道府県知事から受ける非上場会社の後継者である相続人又は受遺者（以下、経営承継相続人等といいます）が、被相続人から非上場株式等（一定の部分に限ります）を相続等により取得をし、その会社を経営していく場合には、経営承継相続人等

が納付すべき相続税のうち、非上場株式等に  
係る課税価格の80%に対応する相続税の納税  
が猶予されます（以下、猶予される相続税額  
を株式等納税猶予税額といいます）。

この株式等納税猶予税額は、経営承継相続  
人等が死亡した場合等に該当したときには、  
その全部又は一部が免除されます。

そして、経営承継相続人等の死亡によって、  
経営承継相続人等から非上場株式等を相続等  
により取得した者についても、一定の要件を  
満たすことにより、「非上場株式等について

の相続税の納税猶予及び免除の特例等」の適  
用を受けることができます。

ただし、免除されるまでに、対象非上場株  
式等を譲渡するなど一定の場合には、株式等  
納税猶予税額の全部又は一部について納税の  
猶予が打ち切られ、その税額と利子税を納付  
しなければなりません。

### 3. 特例措置と一般措置の制度の主な違い

特例措置と一般措置の制度の主な違いは、  
次のとおりです。

- ・ 事前の計画策定等  
特例措置：5年以内の特例承継計画の提出（平成30年4月1日から令和5年3月31日まで）  
一般措置：不要
- ・ 適用期限  
特例措置：10年以内の相続等・贈与（平成30年1月1日から令和9年12月31日まで）  
一般措置：なし
- ・ 対象株数  
特例措置：全株式  
一般措置：総株式数の最大3分の2まで
- ・ 納税猶予割合  
特例措置：100%  
一般措置：相続等80%、贈与100%
- ・ 承継パターン  
特例措置：複数の株主から最大3人の後継者  
一般措置：複数の株主から1人の後継者
- ・ 雇用確保要件  
特例措置：弾力化  
一般措置：承継後5年間（平均8割の雇用維持が必要）
- ・ 事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除  
特例措置：譲渡対価の額等に基づき再計算した猶予税額を納付し、従前の猶予税額との差額を免除  
一般措置：なし（猶予税額を納付）
- ・ 相続時精算課税の適用  
特例措置：60歳以上の贈与者から20歳以上の者への贈与  
一般措置：60歳以上の贈与者から20歳以上の推定相続人（直系卑属）・孫への贈与

参照条文等＝措法70の7の2、70の7の6、措令40の8の2、40の8の6、措規23の10、23の12の3

# 判・審判事例特報

国税を担保するために、抵当権が設定された後に当該担保不動産上に築造された建物について原処分庁が行った差押処分は、国税通則法第52条第4項に規定する「なお不足があると認めるとき」にされたものではないとして取り消した

-----  
----- 全部取消し -----

〔国税不服審判所＝平成29年10月16日  
・裁決〕

## 問題 《事実》

「なお不足があると認めるとき」には当たらないとして、取消しを求めた

### (1) 事案の概要

原処分庁が、審査請求人（以下、請求人という）の延納に係る国税を担保するために抵当権が設定された後に当該担保不動産上に築造された請求人の建物について差押処分をし

たのに対し、請求人が、当該建物の差押処分は、当該担保不動産の処分の代金を請求人の滞納国税及び処分費に充てて「なお不足があると認めるとき」にされたものではないとして、原処分の全部の取消しを求めた。

### (2) 関係法令の要旨

イ 国税通則法（以下、通則法という）第52条《担保の処分》第1項は、税務署長等は、担保の提供がされている国税についての延納を取り消したときは、その担保として提供された金銭以外の財産を滞納処分の例により処分してその国税及び当該財産の処分費に充てる旨、同条第4項は、同条第1項の場合において、担保として提供された財産の処分の代金を同項の国税及び処分費に充ててなお不足があると認めるときは、税

務署長等は、当該担保を提供した者の他の財産について滞納処分を執行する旨、それぞれ規定している。

- ロ 国税徴収法（以下、徴収法という）第47条《差押の要件》第1項第1号は、徴収職員は、滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、滞納者の国税につきその財産を差し押さえなければならぬ旨規定している。
- ハ 民法第389条《抵当地の上の建物の競売》第1項本文は、抵当権の設定後に抵当地に建物が築造されたときは、抵当権者は、土地とともにその建物を競売することができる」と規定している。

### (3) 基礎事実及び審査請求に至る経緯

審判所の調査及び審理の結果によれば、以下の事実が認められる。

- イ D税務署長は、平成8年2月27日付で、請求人が納付すべき平成7年3月〇日相続開始に係る相続税について、20回の年賦納付とする延納の許可をし、同月28日受付で、その担保として提供された請求人の所有する土地及び建物（以下、本件居室という）について、抵当権設定登記がされた（以下、本件抵当権という）。

なお、上記の土地は、平成9年1月14日に、別表1（省略）の順号1から3までに記載の各土地（以下、それぞれ本件土地1、本件土地2及び本件土地3といい、本件居室と併せて本件各担保不動産という）に、それぞれ分筆された。

- ロ 請求人は、平成9年頃、本件土地1の上に別表1の順号5記載の建物（以下、本件物置という）を築造した。
- ハ D税務署長は、上記イの延納の許可（平成23年10月26日付で延納条件の変更許可を

した後のもの。以下同じ）に係る第15回分から第17回分までの各国税が、当該延納に係る納期限までに完納されなかったことから、平成25年1月25日付で、請求人に対し、通則法第37条《督促》の規定に基づき、督促状によりその納付を督促した。

- ニ D税務署長は、平成25年10月17日付で、上記イの延納の許可を取り消し、当該取消しに係る第18回分から第20回分までの国税が、その納期限である同日までに完納されなかったことから、平成25年10月31日付で、請求人に対し、通則法第37条の規定に基づき、督促状によりその納付を督促した。

- ホ D税務署長は、平成25年11月18日付で、請求人の滞納国税を徴収するため、通則法第52条第1項及び徴収法第68条《不動産の差押の手續及び効力発生時期》の各規定に基づき、本件土地1及び本件居室について担保物処分のための差押えをし、本件土地2及び本件土地3については、a市長によって、平成25年9月19日付の滞納処分による差押えがされていたことから、通則法第52条第1項及び徴収法第86条《参加差押えの手續》の各規定に基づき、担保物処分のための参加差押えをした。

また、当該差押処分に係る差押書及び当該参加差押処分に係る参加差押通知書は、平成25年11月20日に請求人に送達され、同日受付で差押登記及び参加差押登記された。

- ヘ 原処分庁は、平成27年6月18日付で、通則法第43条《国税の徴収の所轄庁》第3項の規定に基づき、請求人の滞納国税について、D税務署長から徴収の引継ぎを受けた。
- ト 原処分庁は、平成28年7月1日付で、請求人の滞納国税を徴収するため、徴収法第47条第1項第1号及び第68条の各規定に基づき、本件物置を差し押さえた（以下、本件差押処分という）。

また、本件差押処分に係る差押書は、平成28年7月5日に請求人に送達され、同日受付で、本件差押処分に係る差押登記がされた。

なお、原処分庁は、不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づき、本件各担保不動産を公売に付して処分した場合に見込まれる代金の額（以下、本件処分見込額という）を〇〇〇〇円と算定した。

チ 請求人は、本件差押処分を不服として平成28年9月26日に再調査の請求をしたところ、再調査審理庁は、同年12月6日付で棄却の再調査決定をした。

リ 請求人は、再調査決定を経た後の本件差押処分に不服があるとして、平成28年12月27日に審査請求をした。

#### (4) 争点

徴収法第47条第1項第1号に基づく本件差押処分は、通則法第52条第4項に規定する「なお不足があると認めるとき」になされたものでなくとも適法か。

## 請求人の主張

### 各担保不動産を差し押さえ、その処分の代金を充てれば徴収不足は生じない

平成28年度固定資産税評価額による本件各担保不動産の価額（〇〇〇〇円）は、本件滞納国税額（〇〇〇〇円）を明らかに超えている。そうすると、本件各担保不動産を差し押さえ、その処分の代金を充てれば、徴収不足は生じない。

したがって、本件差押処分は、通則法第52条第4項に規定する「なお不足があると認め

るとき」になされたものではなく、取り消されるべきである。

## 原処分庁の主張

### 滞納国税徴収のため請求人による滞納処分の執行妨害を除去する必要がある

イ 原処分庁が算定した本件処分見込額（〇〇〇〇円）は、請求人の滞納国税を本件差押処分の日になしと仮定した場合の金額である〇〇〇〇円（以下、本件滞納国税額という）を上回っていることから、本件差押処分は、通則法第52条第4項に規定する「なお不足があると認めるとき」になされたものではない。

ロ もっとも、本件差押処分は、以下の理由から許容されるべきである。

(イ) 本件物置は、本件抵当権が設定された後に本件土地1の上に請求人が築造したものであるから、本件土地1及び本件居宅（以下、併せて本件各担保処分不動産という）を公売に付して売却した場合には、本件物置が敷地利用権のない状態で残存することとなる上、本件物置は登記がされていないことから所有権の帰するが判然とせず、買受人は、本件物置の処分等について煩雑な手続を強いられることになる。それゆえに、本件各担保処分不動産の公売においては、買受希望者が現れ難く、売却価額が本件処分見込額よりも低額になることが十分に予想される。かかる状況は、本件各担保処分不動産の換価手続において大きな障害となっており、請求人が本件物置を築造した行為は、本件各担保処分不動産に対する

滞納処分の執行を妨害するものと評価し得るものである。

そうすると、請求人の滞納国税の徴収という目的を十分に達成するため、上記のような請求人による滞納処分の執行の妨害を除去する必要がある。

- (ロ) そして、徴収法上は、抵当権の設定後に抵当地に築造された建物を土地とともに競売することができる旨定めた民法第389条第1項のような規定は存在しないものの、本件物置が正に抵当権の設定後に抵当地に築造された建物であることからすると、同項の規定に照らし、本件物置を本件各担保処分不動産と一括して公売に付すことが認められるべきものと解される。なお、このように解したとしても、請求人に何ら犠牲を強いるものではない。
- (ハ) したがって、本件差押処分は、通則法第52条第4項に規定する「なお不足があると認めるとき」になされたものでなくとも、民法第389条第1項の規定に照らし、徴収法第47条第1項第1号の規定に基づいて行われることが許容されるべきである。

## ■ 結 論

### 《 裁 決 》

差押処分は、なお不足があると認めるときになされたものではないから違法

- (1) 争点（徴収法第47条第1項第1号に基づく本件差押処分は、通則法第52条第4項に規定する「なお不足があると認めるとき」になされたものでなくとも適法か）について

## イ 法令解釈

通常の滞納処分による差押えの要件（督促等）については、徴収法第47条に規定されている。一方で、担保として提供された財産を処分するための要件（延納等の取消し等）とその方法（滞納処分の例により処分）については、通則法第52条第1項に規定されており、さらに、同条第4項には、同条第1項の場合において、担保として提供された財産の処分の代金を同項の国税及び処分費に充てて「なお不足があると認めるとき」を要件として、税務署長等は、担保を提供した者の他の財産に滞納処分を執行する旨が規定されている。

これらの各規定からすると、担保として提供された財産の処分については、通則法第52条第1項に基づき滞納処分の例により処分をすることとなるため、督促を要件とせず、一方で、担保が提供された国税を徴収するための担保以外の財産の処分については、通則法第52条第4項の「なお不足があると認めるとき」の要件を充足することで滞納処分を執行することが可能となり、徴収法に基づく滞納処分の第一段階である差押えをするためには、徴収法第47条の要件（督促等）を充足することが必要となると解するのが相当である。

## ロ 検討

本件差押処分は、担保が提供された国税を徴収するために本件各担保不動産以外の財産である本件物置を徴収法第47条第1項第1号に基づき差し押さえるものであるから、通則法第52条第4項の「なお不足があると認めるとき」の要件を充足しなければならない。

そこで検討すると、原処分庁は、上記1(3)トのとおり、不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づいて本件処分見込額を算定しているところ、当審判所の調査の結果によっても、当該不動産鑑定評価に不合理な点は認められ

ないことからすると、原処分庁が本件処分見込額を〇〇〇〇円と算定したことは、相当と認められる。そうすると、本件差押処分時において、本件処分見込額（〇〇〇〇円）が本件滞納国税額（〇〇〇〇円）を上回ることは、明らかであり、本件差押処分は、通則法第52条第4項に規定する「なお不足があると認めるとき」になされたものとは認められない。

したがって、徴収法第47条第1項第1号に基づいてなされた本件差押処分は、違法である。

#### ハ 原処分庁の主張について

(イ) 原処分庁は、上記《原処分庁の主張》の口のとおり、本件物置は、本件各担保処分不動産の換価手続において大きな障害となり、請求人が本件抵当権の設定後に本件土地1の上に本件物置を築造した行為は、本件各担保処分不動産に対する滞納処分の執行を妨害するものと評価し得るものであるから、これを除去する必要がある、本件物置が抵当権の設定後に抵当地に築造された建物であることからすると、本件差押処分は、通則法第52条第4項に規定する「なお不足があると認めるとき」になされたものでなくとも、民法第389条第1項の規定に照らし、徴収法第47条第1項第1号の規定に基づいて行われることが許容されるべきである旨主張する

(ロ) そこで、民法の規定に照らし原処分庁の主張を検討すると、民法第389条第1項本文は、「抵当権の設定後に抵当地に建物が築造されたときは、抵当権者は、土地とともにその建物を競売することができる」と規定しているところ、当該規定は、民事執行における競売手続において、土地利用権のない建物の存続を図る形で売却することにより社会経済的損失を回避するとともに

に、競売手続の円滑な運営を目的として、土地の抵当権に内在する換価権を建物に拡大したものと解される。そして、かかる要請は、滞納処分における公売手続においても当てはまると解され、また、通則法第52条第1項は、担保権を実行するための要件及びその方法を規定しているにすぎず、国税を担保するために設定された抵当権であっても、当該抵当権に内在する換価権の及ぶ範囲については実体法である民法に委ねていると解するのが相当であることからすると、国税の担保の処分においても民法第389条第1項が適用されると解する余地はある。

しかしながら、その場合であっても、抵当権の設定後に抵当地に築造された建物を抵当地とともに公売するための差押えは、担保権の実行である以上、通則法第52条第1項に基づく担保物処分のための差押えとして行うものであり、徴収法第47条第1項第1号に基づく滞納処分の執行として行うことはできないと解される。

したがって、原処分庁の主張は採用できない。

#### (2) 結論

以上によれば、審査請求は理由があるから、本件差押処分を取り消すこととする。

#### 《参照条文等》

民法第389条第1項  
国税通則法第52条第4項第1号  
国税徴収法第47条第1項第1号

